

7 障第3402号
令和8年3月24日

市内障がい福祉サービス等事業者 様

岡崎市長 内田 康宏

障がい福祉サービス等に係る契約内容報告書の提出省略について（通知）

日頃は本市の障がい福祉行政に御理解御協力いただきありがとうございます。

さて、本市では、事業者の皆様事務負担軽減および行政事務の効率化を図るため、これまで提出を求めていた「契約内容（通所受給者証記載事項）報告書」の取り扱いを下記のとおり変更し、提出を省略することといたしました。これに伴い、令和8年4月1日以降に契約された場合においては、契約内容報告書の提出は不要となります。

つきましては、内容をご確認いただき、適切にご対応くださいますようお願い申し上げます。

記

1 対象となる事業者

指定障がい福祉サービス事業者、障がい者支援施設設置者、指定障がい児通所支援事業者

2 国の事務連絡の要旨について

令和7年8月8日付け厚生労働省・こども家庭庁連名事務連絡及び令和7年10月31日付けこども家庭庁事務連絡において、市町村が審査支払事務を国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）に委託している場合であって、契約内容情報を別途管理する必要がない場合、市町村の判断により、契約内容報告書の提出を省略することができると示されました。

3 提出省略とする書類

契約内容（通所受給者証記載事項）報告書

4 本通知の適用開始時期

令和8年4月1日以降の契約締結分から

5 留意事項

- (1) 受給者証の事業者記入欄については、引き続き記載が必要です。
- (2) 本市から契約内容について照会することがありますので、ご協力をお願いします。
- (3) 地域生活支援事業の移動支援につきましては引き続き契約内容（通所受給者証

記載事項) 報告書の提出が必要になります。ご注意ください。

- (3) 本市以外の市町村の取扱いは各市町村にご確認ください。
- (4) 厚生労働省等から新たな通知が発出された場合は、この限りではありません。

担当 岡崎市福祉部障がい福祉課審査給付係

TEL:0564-23-6853/FAX:0564-25-7650

Mail:shogai@city.okazaki.lg.jp